

大和郡山市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和郡山市内の介護サービス事業所等における介護人材の確保及び定着を図るため、介護職員初任者研修を受講し修了した者に対し、予算の範囲内において大和郡山市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等 次に掲げる事業のいずれかを行う事業所であって、市の区域に存するものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業

エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(2) 介護員養成研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に掲げる介護員養成研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修に係るものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 第6条第1項の規定による申込みの時点において、介護員養成研修を受講中又は介護員養成研修の修了日が申込日前1年の期間内であること。

(2) 第6条第3項の規定による通知の日以後、当該年度内において大和郡山市内の介護施設等（原則として同一の介護施設等に限る。）に、3カ月以上継続して就労していること。

(3) 第7条の規定による申請の時点において、前号の就労を継続しており、介護員養成研修を修了し、介護員養成研修の受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）並びに受講料等を分割して支払う場合に生じる手数料（以下「手数料」という。）の支払いを完了していること。

- (4) 介護員養成研修の受講にかかる経費について、この要綱に基づく助成金以外の公的な助成金等の交付を受けていないこと。
- (5) 第7条の規定による申請の時点において、住所を有する市区町村の課する市区町村民税の滞納がないこと。
- (6) 第7条の規定による申請の時点において、過去に大和郡山市に住所を有していた場合は、大和郡山市における市民税の滞納がないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、受講料等とし、次に掲げる費用は、対象経費に含まないものとする。

- (1) 交通費
- (2) 分割払に伴う手数料
- (3) 終了評価不合格者の追試等に係る追加費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の額とし、5万円を限度とする。

(申込み)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、大和郡山市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 介護員養成研修の受講料等の領収書又は受講料等の支払額を証明する書類
- (2) 介護員養成研修の受講証明書の写し（介護員養成研修を修了している場合は、介護員養成研修修了証明書の写し）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、大和郡山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和6年6月大和郡山市条例第18号）及び大和郡山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和6年6月大和郡山市規則第24号）に定める方法により行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、大和郡山市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金申込受理通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

(助成金の交付申請及び請求)

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた助成対象者は、第3条第2号の要件を満たすこととなった後において、助成金の交付を受けようとするときは、大和郡山市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添え、別に定める日までに市長に提出しなければならない。この場合において、大和郡山市内に住所を有し、かつ住民基本台帳に記載されている者については、第4号及び第5号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 個人情報の利用に係る同意書（様式第4号）
- (2) 就業証明書（様式第5号）
- (3) 介護員養成研修の修了を証する書類の写し（第6条の申込み時点で介護員養成研修修了証の写しを提出している場合を除く。）
- (4) 住民票の写し（申請前3月以内に発行されたもの）
- (5) 市区町村民税に滞納がないことを証明する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
（助成金の交付の決定等）

第8条 市長は、前条に掲げる書類が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定し、大和郡山市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

2 前項の場合において、助成金の交付が不適当と認めたときは、大和郡山市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた場合において、当該交付決定に係る交付申請を取り下げようとするときは、大和郡山市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金交付申請取下書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなし、交付した助成金の全部を返還させなければならない。

（助成金の交付決定の取消等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が助成金の交付をすることが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、大和郡山市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。